

多数決による私的整理手続の導入の兆し ～新たな事業再構築のための法制度の方向性～

北野 知広
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



1 はじめに

令和3年10月、内閣に新しい資本主義実現本部(以下「実現本部」)が設置され、その具体化を進めるために、新しい資本主義実現会議(以下「実現会議」)が開催されました。同年11月には実現会議から「緊急提言(案)」が公表され、また、令和4年6月には実現本部から「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(案)」やその工程表等が公表されました。

その中で、多数決による私的整理手続が検討されており、令和4年10月には、「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」¹が公表されました。

今回は、この「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」の概要と、このような検討がなされた背景(現状の私的整理手続の課題)についてご紹介いたします。

2 現状の私的整理手続とその課題(全員同意)

私的整理手続は、窮境にある事業者が、主に金融機関からの借入金債務を対象として、支払時期の繰延べ(以下「リスケジュール」)又は債権放棄を求める内容を含む事業再生計画案を立案して対象債権者に提示し、全対象債権者の同意を得て、事業再生計画案に沿って再建を図る手続です。

私的整理手続には、事業再生ADR手続や中小企業活性化協議会による中小企業再生支援スキーム、中小企業の事業再生等に関するガイドラインなどの準則型私的整理手続があります。原則として商取引債権については対象債権とせず、非公開で手続を進めるため、事業者は信用不安を惹起することなく、また、事業価値を毀損することなく再建を図ることが

可能となり、金融債権者としても債権の回収を極大化することができると見込まれます。

私的整理手続は、リスケジュール又は債権放棄を求められる対象債権者の全員が事業再生計画案に同意をしなければ成立しません。そのため、経済合理性があり再建の蓋然性が高い公平公正な事業再生計画案が立案されたとしても、過去のしがらみや旧経営陣による問題行為などから同意を得られず、私的整理手続による再建を果たすことができない場合があります。このような場合に法的再建手続に移行することは必ずしも望ましくない場合もあるため、従来、多数決による私的整理手続の導入が様々な形で議論されてきました。しかし、リスケジュール又は債権放棄は対象債権者の財産権侵害を伴うため、対象債権者の同意なく裁判外の手続でリスケジュール又は債権放棄を強制することは困難とされていました。

3 「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」について

このような中で、今般、全ての対象債権者の同意を不要とする新たな私的整理手続の立案と法案の早期国会提出に向けて、実現会議の下に「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」が設けられて会議が開催されるとともに²、全ての対象債権者の同意を不要とする新たな私的整理手続の方向性として「新たな事業再構築のための法制度の方向性(案)」(以下「本制度」)が立案されました。

以下、本制度の内容について、その特徴や従来の準則型私的整理手続との相違点等について、簡単にご紹介いたし

1:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_dail/siryou2.pdf

2:https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sitekiseiri_dail/index.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ます。

(1) 目的

本制度は、「経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の事業再構築を円滑化する」ことを目的としています。

「事業再構築」については、「新分野展開、業態転換、事業構造の変更その他の収益性の向上のための事業活動及びこれに必要な債務整理を行うことである」と定義されており、単なる債務整理による事業再生を目的とするものではなく、新分野展開等による事業再構築を円滑化することを目的としていることが、本制度の特徴の1つといえます。

(2) 対象債権

本制度により権利変更の対象となる「対象債権」については、「事業再構築のために弁済することが必要なものとして一定の基準に該当するもの等を除く全ての債権」と定義されています。

従来の私的整理手続では、原則として金融機関の有する貸付債権等のみを対象債権としていましたが、本制度は、債権者平等原則に基づき、原則として全債権を等しく減免の対象とするものの、事業再構築の開始後において商品の納入等の取引が必要となる事業者の債権及び労働債権・租税債権・不法行為債権は減免の対象から除外する方向とされています。

(3) 本制度の申立てと指定法人による審査

本制度の手続開始を申し立てる事業者は、事業者が行おうとする事業再構築の方向性等を記載した再構築概要書、債権リストや対象債権の選定理由書等を主務大臣が指定する指定法人に提出することとされています。

指定法人は、法律上の「事業再構築」の定義への該当性、

対象債権の選定の合理性が充たされていることなどについて確認を行うこととされています。

(4) 対象債権者集会における再構築計画案の決議

指定法人は、対象債権者集会を招集・主宰し、手続や決議の適法性・公正性を監督します。また、再構築計画案(従来の事業再生計画案に相当するものと思われます。)の法令適合性等を調査し、報告書を作成することになります。

その上で、再構築計画案が決議され、多数決で可決できるとされています。

(5) 裁判所による決議の認可と即時抗告

多数決によって可決された再構築計画案について、事業者は裁判所に対して計画認可の申立てを行うとされています。裁判所は、指定法人及び債権者の意見を聴取しつつ、後見的に決議の瑕疵の有無や清算価値保障がなされているかを判断することが予定されています。再構築計画の効力は裁判所の認可により生じることとされており、他方で、債権者は、決議の瑕疵や清算価値保障について、即時抗告により異議申立てが可能とされています。

私的整理手続と言いつつも、全員同意でない場合は裁判所の認可を得るという制度設計にした点は、本制度の大きな特徴の1つといえます。これにより、多数決による権利変更の強制に正当化根拠を付与しようとするものと考えられます。

(6) 本制度に対して各界から提出された意見

本制度はパブリックコメントに付され(すでに意見募集は終了しています。)、日本弁護士連合会や一般社団法人全国銀行協会、全国地方銀行協会においては意見書を公開しています³⁴⁵。上記の特徴的な点を中心について、様々な角度から

3:https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/221115_2.pdf

4:<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/opinion/opinion341125.pdf>

5:https://www.chiginkyo.or.jp/association/opinion_infomation/opinion/assets/news20221125.pdf

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

重要な意見が述べられており、今後の本制度の具体化に際し大きな影響を与えると思われます。各意見の内容は割愛いたしますが、本制度の理解にも資することから、ご興味をお持ちの方は是非ご覧ください。

また、本制度について当職なりの問題意識については、ビジネス法務2023年3月号(中央経済社)に掲載していただいておりますので、もしよろしければご一読いただければ幸いです。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】